

上山市告示第21号

令和7年度上山市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年2月17日

上山市長 山本幸靖

令和7年度上山市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、介護保険法（平成9年法律第123号）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する施設又はサービスを行う事業所（国、独立行政法人、地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）が設置するもの又は国等の事業（委託によるものを含む。）であるもののうち、国等から指定管理料、業務委託料その他これらに類する財政的支援を受けているものを除く。以下「対象施設等」という。）が受けるエネルギー価格、食材料費等の物価の高騰の影響を軽減し、安心して質の高い福祉サービスの安定的な提供を図るため、対象施設等を市内で運営する者に対し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。（以下「規則」という。））及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で令和7年度上山市高齢者施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は令和8年2月1日現在において、対象施設等を市内で運営し、支援金の受領後も事業を継続する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 対象施設等と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する施設又はサービスを行う事業所を一体的に運営し、「令和7年度上山市障害者施設等物価高騰対策支援金」の交付を受け、又は受けようとする者
- (2) 支援金を交付することについて、市長が不相当と認めた者

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付の申請をしようとする交付対象者は、市長が別に定める日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 令和7年度上山市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約・同意書（様式第2号）
- (3) 支援金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関

名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、支援金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請に係る支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに支援金の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付を決定することがある。

(決定の通知)

第6条 市長は、支援金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を支援金の交付の申請をした交付対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、第4条で定める申請書の提出をもって、規則第14条の規定による実績報告に代えるものとする。

(支援金の額の確定通知)

第8条 規則第15条の規定にかかわらず、第6条の規定による交付決定通知をもって、規則第15条の規定による支援金の額の確定通知に代えるものとする。

(支援金の支払)

第9条 市長は、第5条の交付の決定後速やかに、交付対象者に支援金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき

(2) この要綱に違反する行為があったとき

(3) 支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(支援金の返還)

第11条 市長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第12条 交付対象者は、申請に係る証拠書類を、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱の運用に関し必要となる事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年2月18日から施行する。

別表

区分	対象施設等	一の対象施設等当たりの支援金の額
区分 1	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 認知症対応型共同生活介護事業所 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	令和 8 年 2 月 1 日現在の定員（併設する短期入所生活介護事業又は期入所療養介護事業所の定員を含む。以下同じ。）に 10,000 円を乗じて得た額（ただし、定員が 29 人以下であるものは、一律 300,000 円
区分 2	有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 認知症対応型通所介護事業所（共用型を除く。） 短期入所生活介護事業所（単独型に限る。） 短期入所療養介護事業所（単独型に限る。） 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	一律 120,000 円
区分 3	訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 夜間対応型訪問介護事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 居宅介護支援事業所 福祉用具貸与事業所 特定福祉用具販売事業所（福祉用具貸与事業所と一体的に運営されているものを除く。）	一律 90,000 円

備考

- 1 同一建物内にユニット型及びユニット型以外の介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設が併設されている場合は、各々の定員を合算した上で 1 施設とみなす。
- 2 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅と同一建物に併設している区分 2

及び区分3の事業所は、対象外とする。

- 3 医療みなし指定事業所（健康保険法（大正11年法律第70号）の指定保険医療機関が介護保険法第71条の指定を受けたとみなされた訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所及び通所リハビリテーション事業所）は、対象外とする。